

立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 81 条の規定並びに子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 2 号）及び国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 2 号）の公布による。

立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

立川市国民健康保険条例（平成20年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第11条 保険料の賦課額は、<u>次の各号に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p>(1) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に掲げる基礎賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（令第29条の7第1項第2号に掲げる後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(3) <u>世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（令第29条の7第1項第3号に掲げる介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（令第29条の7第1項第3号に掲げる介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(4) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支</u></p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第11条 保険料の賦課額は、<u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に掲げる基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（令第29条の7第1項第2号に掲げる後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（令第29条の7第1項第3号に掲げる介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（令第29条の7第1項第3号に掲げる介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p>

援納付金賦課額（令第29条の7第1項第4号に掲げる子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

(基礎賦課総額)

第12条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第23条から第23条の3までの規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア ……略……

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項に規定する国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ ……略……

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の

(基礎賦課総額)

第12条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第23条、第23条の2及び第23条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア ……略……

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ ……略……

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の

執行に要する費用を除く。) の額 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。) を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア ……略……

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。) に係るものと除く。) 及び同条の規定により貸し付けられる貸付金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものと除く。) の額

ウ及びエ ……略……

(3) ……略……

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第16条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額 (第23条から第23条の3までの規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。) の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

執行に要する費用を除く。) の額 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。) を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア ……略……

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。) に係るものと除く。) 及び同条の規定により貸し付けられる貸付金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものと除く。) の額

ウ及びエ ……略……

(3) ……略……

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第16条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額 (第23条、第23条の2及び第23条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。) の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用
(東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。) の額

(2) 及び(3)略.....

(介護納付金賦課総額)

第20条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第23条及び第23条の3の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用
(東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。) の額

(2) 及び(3)略.....

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第21条 前条に規定する所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に、第22条第5号に掲げる所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第21条の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額

ができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用
(東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)

(2) 及び(3)略.....

(介護納付金賦課総額)

第20条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第23条及び第23条の3の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用
(東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) 及び(3)略.....

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第21条 前条に規定する所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第5号に掲げる所得割の保険料率を乗じて算定する。

(第23条から第23条の4までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第23条の4に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第31条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額
(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第21条の3 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（令第29条の7第5項第3号に定める18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

2 前項に規定する保険料の賦課額の端数処理については、第12条の2第2項の規定を準用する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第21条の4 前条に規定する所得割額は、被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第7号に掲げる所得割の保険料率を乗じて算定する。

（保険料率）

第22条 保険料率は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基礎賦課額の所得割 100分の6.85
- (2) 基礎賦課額の被保険者均等割 34,200円
- (3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割 100分の2.29
- (4) 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割 12,200円
- (5) 介護納付金賦課額の所得割 100分の1.73
- (6) 介護納付金賦課額の被保険者均等割 14,800円
- (7) 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割 100分の0.31
- (8) 子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割 1,890円
- (9) 子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額

（保険料率）

第22条 保険料率は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基礎賦課額の所得割 100分の6.68
- (2) 基礎賦課額の被保険者均等割 32,500円
- (3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割 100分の2.24
- (4) 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割 11,700円
- (5) 介護納付金賦課額の所得割 100分の1.70
- (6) 介護納付金賦課額の被保険者均等割 14,500円

110円

(低所得者の保険料の減額)

第23条 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用

(低所得者の保険料の減額)

第23条 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用

利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。) の算定についても同様とする。以下同じ。) 及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、次の各号に掲げる場合における当該納付義務者に対して課する保険料の額は、第12条の2第1項に規定する基礎賦課額、第16条の2第1項に規定する後期高齢者支援金等賦課額及び第20条の2第1項に規定する介護納付金賦課額の被保険者均等割額並びに第21条の3第1項に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から当該各号に定める額を減額して得た額に、それぞれ第13条、第17条、第21条又は第21条の4の規定により算定した所得割額（以下「算定後の所得割額」という。）を加えて得た額（以下「減額後の保険料額」という。）とし、減額後の保険料額が第24条に規定する額を超えるときは、当該額とする。

(1) 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（65歳未満の者にあっては

利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。) の算定についても同様とする。以下同じ。) 及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、次の各号に掲げる場合における当該納付義務者に対して課する保険料の額は、第12条の2第1項に規定する基礎賦課額、第16条の2第1項に規定する後期高齢者支援金等賦課額及び第20条の2第1項に規定する介護納付金賦課額の被保険者均等割額から当該各号に定める額を減額して得た額に、それぞれ第13条、第17条又は第21条の規定により算定した所得割額（以下「算定後の所得割額」という。）を加えて得た額（以下「減額後の保険料額」という。）とし、減額後の保険料額が第24条に規定する額を超えるときは、当該額とする。

(1) 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（65歳未満の者にあっては

当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯

ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、23,940円

イ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、8,540円

ウ 介護納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、10,360円

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、1,323円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人につき、77円

(2) 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に被保険者1人について310,000円を加えた金額を超えない前号に掲げる以外の世帯

ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、17,100円

イ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、6,100円

当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯

ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、22,750円

イ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、8,190円

ウ 介護納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、10,150円

(2) 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に被保険者1人について305,000円を加えた金額を超えない前号に掲げる以外の世帯

ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、16,250円

イ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、5,850円

ウ 介護納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、
7,400円

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険
者1人につき、945円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額
被保険者1人につき、55円

(3) 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に被保険者1人について570,000円を加えた金額を超えない前2号に掲げる以外の世帯

ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、6,840円

イ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人
につき、2,440円

ウ 介護納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、
2,960円

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険
者1人につき、378円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額
被保険者1人につき、22円

2 ……略……

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第23条の2 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第22条第2号の定めによる基礎賦課額の被保険者均等割

ウ 介護納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、
7,250円

(3) 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に被保険者1人について560,000円を加えた金額を超えない前2号に掲げる以外の世帯

ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、6,500円

イ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人
につき、2,340円

ウ 介護納付金賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、
2,900円

2 ……略……

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第23条の2 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第22条第2号の定めによる基礎賦課額の被保険者均等割

の保険料額に、100分の50を乗じて得た額とする（第4項に規定する場合を除く。）。

2 ……略……

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第22条第2号」とあるのは「第22条第8号」と読み替えるものとする。

4 ……略……

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第22条第2号」とあるのは「第22条第4号」と、「同条各号ア」とあるのは「同条各号イ」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第22条第2号」とあるのは「第22条第8号」と、「同条各号ア」とあるのは「同条各号エ」と読み替えるものとする。

7 前各項の規定により算定した基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に、それぞれ当該未就学児が属する世帯における算定後の所得割額を加えた額の端数処理については、第12条の2第2項の規定を準用する。

（出産被保険者の保険料の減額）

第23条の3 当該年度において、その世帯に出産被保険者（令第29条の7第6項第8号に定める出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のう

の保険料額に、100分の50を乗じて得た額とする（第3項に規定する場合を除く。）。

2 ……略……

3 ……略……

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「同条各号ア」とあるのは「同条各号イ」と読み替えるものとする。

5 前各項の規定により算定した基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額に、それぞれ当該未就学児が属する世帯における算定後の所得割額を加えた額の端数処理については、第12条の2第2項の規定を準用する。

（出産被保険者の保険料の減額）

第23条の3 当該年度において、その世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に定める出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のう

ち基礎賦課額は、第12条の2第1項に規定する基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円）とする（第5項に規定する場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の3に規定する場合には、出産の日。第32条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) ……略……

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2第1項」とあるのは「第16条の2第1項」と、「660,000円」とあるのは「250,000円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「定める出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「定める出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2第1項」とあるのは「第20条の2第1項」と、「660,000円」とあるのは「170,000円」と読み替えるものとする。

ち基礎賦課額は、第12条の2第1項に規定する基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が640,000円を超える場合には、640,000円）とする（第4項に規定する場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2に規定する場合には、出産の日。第32条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) ……略……

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2第1項」とあるのは「第16条の2第1項」と、「640,000円」とあるのは「230,000円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「定める出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「定める出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2第1項」とあるのは「第20条の2第1項」と、「640,000円」とあるのは「160,000円」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条の2第1項」とあるのは「第21条の3第1項」と、「660,000円」とあるのは「30,000円」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の2第1項に規定する基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円）とする。

(1)及び(2) ……略……

6 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2第1項」とあるのは「第16条の2第1項」と、「660,000円」とあるのは「250,000円」と読み替えるものとする。

7 第5項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは、「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2第1項」とあるのは「第20条の2第1項」と、「660,000円」とあるのは「170,000円」と読み替えるものとする。

8 第5項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子

4 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の2第1項に規定する基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が640,000円を超える場合には、640,000円）とする。

(1)及び(2) ……略……

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2第1項」とあるのは「第16条の2第1項」と、「640,000円」とあるのは「230,000円」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは、「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2第1項」とあるのは「第20条の2第1項」と、「640,000円」とあるのは「160,000円」と読み替えるものとする。

ども・子育て支援納付金賦課額と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条の2第1項」とあるのは「第21条の3第1項」と、「660,000円」とあるのは「30,000円」と読み替えるものとする。

9 前各項の規定により算定した基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の被保険者均等割額並びに子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額に、それぞれ当該出産被保険者が属する世帯における算定後の所得割額を加えた額の端数処理については、第12条の2第2項の規定を準用する。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第23条の4 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第22条第8号に掲げる子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第23条各号、第23条の2第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第4項又は前条第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料額に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料額に相当する額を控除して得た額とする。

（賦課限度額）

7 前各項の規定により算定した基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の被保険者均等割額に、それぞれ当該出産被保険者が属する世帯における算定後の所得割額を加えた額の端数処理については、第12条の2第2項の規定を準用する。

（賦課限度額）

第24条 第12条の2第1項に規定する基礎賦課額にあっては660,000円を、第16条の2第1項に規定する後期高齢者支援金等賦課額にあっては250,000円を、第20条の2第1項に規定する介護納付金賦課額にあっては170,000円を、第21条の3第1項に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額にあっては30,000円を超えることができない。

(保険料の賦課期日後の納付義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第28条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又はその世帯に属する被保険者の数が増加若しくは減少し、又はその世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合におけるその納付義務者に係る第12条の2第1項、第16条の2第1項、第20条の2第1項若しくは第21条の3第1項又は第23条第1項の規定による額、第23条の2第1項（同条第2項及び第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による額若しくは同条第4項（同条第5項及び第6項）の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による額、第23条の3第1項（同条第2項から第4項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による額若しくは同条第5項（同条第6項から第8項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による額若しくは第23条の4の規定による額の算定は、それぞれ、当該納付義務が発生し、又は被保険者の数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又はその世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から月割をもって行う。

第24条 第12条の2第1項に規定する基礎賦課額にあっては640,000円を、第16条の2第1項に規定する後期高齢者支援金等賦課額にあっては230,000円を、第20条の2第1項に規定する介護納付金賦課額にあっては160,000円を超えることができない。

(保険料の賦課期日後の納付義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第28条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又はその世帯に属する被保険者の数が増加若しくは減少し、又はその世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合におけるその納付義務者に係る第12条の2第1項、第16条の2第1項若しくは第20条の2第1項又は第23条第1項の規定による額、第23条の2第1項（同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による額の算定は、それぞれ、当該納付義務が発生し、又は被保険者の数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又はその世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から月割をもって行う。

者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合におけるその納付義務者に係る第12条の2第1項、第16条の2第1項、第20条の2第1項若しくは第21条の3第1項又は第23条第1項の規定による額、第23条の2第1項の規定による額若しくは同条第4項の規定による額、第23条の3第1項の規定による額若しくは同条第5項の規定による額若しくは第23条の4の規定による額の算定は、当該納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで月割をもって行う。

3 ……略……

（特例対象被保険者等の特例）

第32条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項、第17条、第21条及び第21条の4並びに第23条各号列記以外の部分の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、第23条各号列記以外の部分中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合におけるその納付義務者に係る第12条の2第1項、第16条の2第1項若しくは第20条の2第1項又は第23条第1項の規定による額、第23条の2第1項の規定による第22条第2号に定める基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額にそれぞれ100分の50を乗じて得た額若しくは第23条の2第3項の規定による額の算定は、当該納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで月割をもって行う。

3 ……略……

（特例対象被保険者等の特例）

第32条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項及び第23条各号列記以外の部分の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、第23条各号列記以外の部分中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について

は、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。

した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市国民健康保険条例第11条、第21条の2から第24条まで、第28条及び第32条の2の規定は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。